



2022年5月16日

各 位

会 社 名 T O T O 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 清 田 徳 明
社 長 執 行 役 員
コ ー ド 番 号 5332 (東証プライム市場、名証プレミアム市場、福証)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 平 井 恭 夫
(TEL : 03-6836-2024)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第156期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、2022年2月25日付「監査等委員会設置会社への移行および移行後の取締役候補者について」にて開示しておりますとおり、取締役会の監査・監督機能を一層強化するとともに、業務執行の意思決定をより迅速かつ効率的に行うため、2022年6月24日開催予定の当社第156期定時株主総会での承認を条件とする、監査等委員会設置会社移行を決定いたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、上場会社においてはその適用が義務付けられます。

これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 上記条文の新設および削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p><新 設></p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じこれを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、本店所在地で開催する。</p> <p>3. <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新 設></p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (<u>取締役会の設置</u>)</p> <p>第15条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(<u>機関</u>)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行通り)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行通り)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (現行通り)</p> <p>(現行通り)</p> <p><削 除></p> <p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第14条～第16条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 <削 除></p>

現行定款	変更案
<p>(定員) 第16条 当社の取締役は、14名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(選任) 第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。</p> <p>3. 取締役の選任の決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(定員) 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、14名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(選任) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> (現行通り)</p> <p>(現行通り)</p> <p>(任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集) 第19条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日から3日前に、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第20条～第21条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第22条 議決権を有する取締役の全員が取締役会</p>	<p>(取締役会の招集) 第20条 取締役会を招集するには、各取締役に対し、会日から3日前に、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第21条～第22条 (現行通り)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第23条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第24条 議決権を有する取締役の全員が取締役会</p>

現行定款	変更案
<p>の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(代表取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議をもって、当社を代表すべき取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役) 第 25 条 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から当社を代表すべき取締役を選定する。</u></p>
<p>第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条～第 27 条 (現行通り)</p>
<p>(報酬等) 第 26 条 取締役の報酬等は、株主総会で定める。</p>	<p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の<u>決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条 (現行通り)</p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (監査役および監査役会の設置)</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員および監査等委員会</u> <削除></p>
<p>第 28 条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>	
<p>(定員) 第 29 条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p><削除></p>
<p>(選任) 第 30 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(補欠監査役の予選の効力) 第 31 条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(任期) 第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(常勤監査役) 第 33 条 監査役会は、監査役の中から、常勤の監</p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集) <u>第 34 条 監査役会を招集するには、各監査役に対し、会日から3日前に、その通知を発しななければならない。ただし緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) <u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほかは、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役会) <u>第 36 条 監査役会は、法令で定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決議する。ただし監査役の権限の行使を妨げることとはできない。</u></p> <p>(監査役会規則) <u>第 37 条 監査役会に関するその他の事項は、監査役会が別に定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等) <u>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会で定める。</u></p> <p>(監査役の責任の一部免除) <u>第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(常勤の監査等委員) <u>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集) <u>第 31 条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対し、会日から3日前に、その通知を発しななければならない。ただし緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">第6章 会 計 監 査 人 (<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p><u>第41条</u>～<u>第42条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第43条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p><u>第44条</u>～<u>第47条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新 設> <新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p><u>第32条</u> <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数で行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p><u>第33条</u> <u>監査等委員会に関するその他の事項は、監査等委員会が別に定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会 計 監 査 人 <削 除></p> <p><u>第34条</u>～<u>第35条</u> (現行通り)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第36条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p><u>第37条</u>～<u>第40条</u> (現行通り)</p> <p><u>附 則</u> (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、<u>第156期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第156期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったもの含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p> <p>(<u>電子提供措置等に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第2条</u> <u>現行定款第11条(招集)第3項の削除および変更案第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6</u></p>

現行定款	変更案
	<p data-bbox="970 163 1487 286"><u>か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第11条(招集)第3項はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="943 297 1487 465">3. <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日(金)

定款変更の効力発生日 2022年6月24日(金)

(第13条の変更は2022年9月1日(木))

以 上